

○交通事件指定捜査員運用要綱の制定について（概要）

（平成4年6月17日例規第67号／神交指発第624号）

この例規通達は、交通部主管の特別捜査本部事件等の捜査に的確に対処するため、あらかじめ指定した交通事件指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）を招集し、事件発生警察署等に派遣して迅速的確な捜査を推進するために必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 趣旨
- 指定捜査員の推薦
- 指定捜査員の指定及び解除等
- 教養訓練
- 留意事項

等である。